

三 原 市 テ ニ ス 協 会 規 約

[総 則]

- 第 1 条 本協会は三原市テニス協会と称する。
- 第 2 条 本協会は広島県テニス協会に所属し、三原市体育協会に加盟する。
- 第 3 条 本協会の事務所は三原市内に置く。
- 第 4 条 本協会は加盟団体を統括し、テニスの普及および技術の向上、更に競技を通じての品性の向上に資することを目的とする。
- 第 5 条 本協会は目的達成のため、次の事業を行う。
1. テニス大会を開催する。
 2. テニスの普及活動を行う。
 3. 広島県テニス協会の事業に参加し、業務遂行に協力する。
 4. テニスに関する情報の収集・伝達を行う。
 5. その他、適当と認められる事業を行う。

[組 織]

- 第 6 条 1. 本協会は市内に所在する、および協会が認めるテニスクラブ・団体テニス部などテニスに関係したもので組織した団体または法人で構成する。
2. 団体に属さないテニス愛好者に、本協会の事業参加の機会をつくるため、準会員制度を併設する。
3. 本協会の主旨に賛同する団体または法人を賛助会員とできる。

[加 盟]

- 第 7 条 本協会の加盟には、所定の加盟申込書に加盟金（年額）を添えて申込み、理事会の承認を得なければならない。退会は所定の退会届を会長に提出する。理事会は加盟、退会を総会に報告する。
- 第 8 条 加盟金は返還しない。
- 第 9 条 加盟団体は下記の理由により、資格を喪失する。
1. 退会
 2. 除籍
- 第 10 条 加盟団体およびその構成員は次の行為があったとき、理事会の2/3以上の議決により、除籍または資格停止を含む適当と認められる処置をとることができる。
1. 加盟団体が催告にもかかわらず、加盟金を納入しないとき。
 2. 本協会の規約に著しい違反があったとき。
 3. 団体もしくは構成員としての品性を失墜させる行為があったとき。

[役員及び評議員]

- 第 11 条 本協会に次の役員、および評議員を置く。
1. 役員は以下の構成とする。
会長（1名）、副会長（若干名）、理事（数名程度）、会計監査（1名）
 - 2 各加盟団体から評議員を選出する。 評議員数は構成員20人までは1人を選出し、20人を超える場合は20人までごとに1名を追加することができる。

3. 役員及び評議員は会員並びに会長が適当と思われる役員候補者を理事会に推薦することができる。
4. 必要に応じ名誉会長を置くことができる。
5. 役員は理事会が提案し総会で決定する。

第12条 1. 役員の任期は1月より1年間とし、補欠就任者は前役員の残任期間とする。
2. 再任は妨げない。

第13条 1. 会長は協会を代表し、協会の業務を統括・管理し、総会および理事会の議長となる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長の要請により、その職務を代行する。
3. 理事は会長の命を受け、協会の業務を担当する。
4. 役員は理事会を構成し、協会運営の重要事項を審議し、その議決に従って事業の運営に関与する。
5. 会計監査は協会の収支決算を監査し総会に報告する。

第14条 本会に若干名の顧問を置き、事業運営にかかる助言を受ける。顧問選任は理事会の推薦により、総会の議決後、就任を要請する。

[総会]

第15条 総会は役員と評議員をもって構成する。定例総会は毎年1回会長が招集する。
臨時総会は評議員の2/3以上の要請があったとき、または必要に応じて会長が招集する。

第16条 総会は次の事項を議決する。
1. 規約の改廃・変更
2. 役員の決定
3. 事業報告、事業計画、歳入・歳出、予算に関すること
4. 決算報告の承認
5. その他総会における議決により定めた事項

第17条 総会は役員及び評議員の委任状を含めて、1/2以上の出席により成立し、出席者の過半数をもって議決・決定する。可否同数の場合は議長の決定による。

第18条 総会への評議員の代理出席
評議員は事前に会長へ届け出のうえ、会員の代理出席を認める。

[理事会]

第19条 理事会は役員をもって構成し、会長が招集する。

第20条 理事会は次の議事を行う。
1. 総会の議案作成
2. 総会で理事会への委任が議決された事項
3. 事業運営に係る担当理事の選定
4. その他会長が必要と認めた事項

第21条 理事会は役員1/2以上の出席で成立し、出席者の過半数で議決する。可否同数の場合は議長の決定による。

[会員の登録]

第22条 各加盟団体は会員の名簿の提出を毎年4月末までに協会事務局へ行う。

第23条 登録された団体名と会員名の名簿を事務局が作成し共有する。

[会 計]

- 第24条 1. 協会の経費は、各団体等の加盟金、年会費、助成金、寄附金、競技収入およびその他の収入で支弁する。
2. 各団体の加盟金及び年会費は次のとおり定める。

(イ) 加盟金（年額）

協会への入会員数	加盟金
1人～20人	5千円
21人～40人	1万円
41人～60人	1万5千円

以下10人までを1単位として5千円増額する。

但し、加盟団体のうち高校、大学は無料とする。

(ロ) 一般会員年会費

会員 1人当たり 1,000円

(ハ) (イ) で加盟金無料とした加盟団体会員の年会費

高校 無料

大学 1人当たり 400円

3. 準会員の加盟金は次のとおりとする。

年額 2,000円

4. 賛助会員の加盟金は別途総会において決定する。

第25条 各加盟団体は第22条で提出した会員数に応じた加盟金と年会費を事務局の請求に基づき納付する。尚、名簿提出以降の新加入会員はその都度年会費を添えて申し込む。

第26条 協会の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第27条 本協会会員が全国規模またはそれに準ずる大会に県または地域代表として参加し、その経費（交通費、宿泊費、食費、参加料等の割掛費等）が本協会に請求される場合、本協会はその50%を支出し残りは個人負担とする。

付則 1 近隣市町村に所在する団体の加盟を認める。

2 昭和60年 3月 9日 施行

昭和61年 1月 1日 改正1

平成 2年 3月26日 改正2

平成 3年 3月26日 改正3

平成11年 2月 8日 改正4

平成24年 1月22日 改正5

平成27年 1月17日 改訂6

平成29年 1月21日 改訂7

令和 4年 1月 7日 改訂8